

更正の請求書記載要領

- この請求書の用途
この請求書は、法人の市民税について、地方税法（以下「法」という。）第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用します。
※ 法321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合（「国の税務官署の更正の通知日」の欄に記載する場合）には、**法人税額等の更正の請求書の写しではなく、法人税額等の更正通知書の写しを必ず添付してください。**（地方税法施行規則第10条の4様式記載要領）
- この請求書の提出先
この請求書は松山市 市民税課 法人担当に1通を提出してください。
- 「法人名」の欄
法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割額の更正の請求をする場合は、法人課税信託の名称を併記します。
- 「法人番号」の欄
法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載します。
- 「課税標準等」の欄
この欄には、課税標準（課税標準を分割する場合は分割前と分割後の両方）及びその計算上控除する金額並びに欠損金額等を記載します。
- 「税額等」の欄
この欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額の合計額を記載します。
- 「国の税務官署の更正の通知日」の欄
この欄には、法第321条の8の2の規定に基づく更正の請求の場合に、国の税務官署から受けた法人税額等の更正通知書の日付を記載します。
ただし、連結事業年度について更正の請求をする場合は、当該連結事業年度における連結親法人が国の税務官署から受けた法人税額等の更正通知書の日付を記載します。
- 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄
この欄には、更正の請求をする理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等その理由等を証する資料を添付してください。
なお、この更正の請求が、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載します。
- 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称」の欄
これらの欄は、「国の税務官署の更正の通知日」の欄に連結親法人に係る日付を記載した場合に記載します。